

全国一斉に、 10月1日現在で 就業構造基本調査 を実施します！



国から指定された市内一部地域（約600世帯）に統計調査員が訪問し、その後総務省統計局の定める方法により選定された約150世帯の15歳以上の方々を対象に、ふだん何か収入になる仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査します。

この調査は、多様化する就業状況や雇用流動化の実態など就業に関する状況を明らかにし、国・県・市の雇用政策などの各種行政施策の基礎資料となるものです。

調査の対象となる世帯には、「調査員証（顔写真付）」を携行している調査員が、調査票の説明と調査票へのご記入をお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

総務省・熊本県・阿蘇市
〔問い合わせ先〕
企画振興課企画調整係
TEL 22-3169

9月から「高額療養費受領委任払制度」が利用できます

今年4月から70歳未満の方については、入院時に「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなりますので、入院時に「限度額適用認定証」の申請をお願いしているところです。

しかし、「限度額適用認定証」の申請手続きが出来なかった時や、通院時の場合、通常医療機関では負担割合（2割,3割）で支払いとなります。 「高額療養費受領委任払制度」を利用されると、高額療養費として後日支払われる金額を、国保から直接医療機関に支払いますので、医療費の窓口支払い分については、自己負担限度額までとなり負担が軽減されます。
※高額療養費受領委任払制度を利用する場合は、事前に下記までお問い合わせ下さい。

※国保税に滞納がある場合は、「高額療養費受領委任払制度」の利用や、「限度額適用認定証」の交付を受けられなくなります。

○高額療養費受領委任払の申請に必要なもの

被保険者証、医療機関の請求書、印鑑

高額療養費資金貸付事業の受付窓口が社協から市役所に変わります
これまで社会福祉協議会で行っていた高額療養費資金貸付事業の受付窓口が10月（予定）から市役所健康福祉課国民健康保険係に変更になります。お間違えのないようお願いします。

〔問い合わせ先〕 健康福祉課国民健康保険係 TEL 22-3167

熊本県特定不妊治療費の助成内容が変わります

対象治療法 体外受精及び顕微受精

給付内容 1回の治療につき10万円までとし、1年度あたり2回を限度に
通年5年

助成対象者 対外受精及び顕微授精以外の治療法では妊娠の可能性がないと医師に診断された県内（熊本市を除く）に住む戸籍上の夫婦。

※本年度（平成19年度）は、治療終了日が平成19年4月1日～平成20年3月31日の方が対象です。平成20年3月末までに必ず申請して下さい。

所得制限 有り（夫婦合算した所得額が730万円未満）

指定医療機関 阿蘇保健所にお問い合わせ下さい。

申請方法 治療終了後、阿蘇保健所に備えてある申請書と受診証明書に住民票、戸籍謄本又は外国人登録原票記載事項証明書、夫婦の所得証明を添えて阿蘇保健所へ提出して下さい。

〔問い合わせ先〕 阿蘇保健所 保健予防課 TEL 32-0535